



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年5月12日火曜日 第2064号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の撤回.....	478
救急病院の協力申出.....	478
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	478
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(3件).....	479
土地改良区役員の就退任の届出.....	479
道路の供用開始(一般国道319号).....	479
開発行為に関する工事の完了.....	480
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	480
建設業者の許可の取消し.....	480
道路の供用開始(県道八幡浜宇和線).....	480

告 示

○愛媛県告示第649号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成21年5月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	住友金属鉱山株式会社別子事業所

○愛媛県告示第650号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成21年5月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	医療法人住友別子病院	平成24年3月31日まで

○愛媛県告示第651号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成21年4月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年5月12日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年6厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年6厘5毛

良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）				良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年6厘	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年6厘5毛
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第 652 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、今治広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 653 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、今治広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 654 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用

○愛媛県告示第 656 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

する同法第20条第 2 項の規定に基づき、今治広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 655 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年 5月12日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 井 清 美	西条市禎瑞330番地

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮234番2から 同町新宮256番6まで	平成21年 5月14日

○愛媛県告示第 657 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 5月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
21中局建（開）第5号 平成21年 4月30日	伊予郡松前町大字大溝字叶田127番10	伊予郡松前町大字大溝127番地5 田 中 崇 士

○愛媛県告示第 658 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年 5月12日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 英 吾	八幡浜市1557番地の1
"	清 家 金 嗣	宇和島市吉田町立間1 - 587番地

○愛媛県告示第 659 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 17) 第381号	平成17年 7月8日	(株)藤堂組	藤堂 光生	宇和島市津島町岩淵甲83 8	平成21年 3月3日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第15774号	平成17年 7月8日	(有)慎栄ガーデン	小野美智子	喜多郡内子町五百木2018	平成21年 3月16日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第5205号	平成17年 4月27日	成田工務店	成田 尚成	喜多郡内子町内子2553	平成21年 3月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第5170号	平成17年 4月11日	高瀬鉄筋工業	高瀬 満	大洲市若宮278 - 18	平成21年 3月25日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 20) 第14141号	平成20年 11月19日	井上組	谷出 利夫	宇和島市丸穂町4 - 1 - 27	平成21年 3月26日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第15096号	平成19年 8月9日	伊吹工業(有)	入口 哲	宇和島市伊吹町256 - 2	平成21年 3月26日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 660 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市五反田2番耕地34番1から 同市五反田2番耕地67番13まで	平成21年5月12日